

令和6年度 課長方針

部課	監査委員事務局	事務局長	伊藤 浩一
----	---------	------	-------

課の運営方針
・監査委員事務局は、行政の適法性、効率性、妥当性を公平・公正な立場で監査執行するため、監査委員を補助する。 ・各種研修会に参加することにより、関係法令や会計制度の知識の習得及び情報の収集に努める。 ・常に問題意識と向上心を持ち、自己研鑽に励む。

主要事業		
事業名	事業内容	目標
例月出納検査	会計管理者等が行う出納事務が、正確に行われているかを主眼として実施できるよう補助する。	行政に対する市民の信頼を確保する適正な監査執行を補助する。
定期監査	予算執行など財務に関する事務の執行が、法令に適合し、かつ正確に行われているかを主眼として実施できるよう補助する。	行政に対する市民の信頼を確保する適正な監査執行を補助する。
決算審査	決算・その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であるかを主眼として実施できるよう補助する。	行政に対する市民の信頼を確保する適正な監査執行を補助する。
健全化判断比率審査	健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、法令に適合し、かつ正確であるかを主眼として実施できるよう補助する。	行政に対する市民の信頼を確保する適正な監査執行を補助する。
資金不足比率審査	資金不足比率及びその他の基礎となる事項を記載した書類が、法令に適合し、かつ正確であるかを主眼として実施できるよう補助する。	行政に対する市民の信頼を確保する適正な監査執行を補助する。